

○文部科学省は、消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施。また、地域における消費者教育の推進体制作りを支援するため、消費者教育アドバイザーの派遣等を行っている。

（社会保障制度についての情報提供・意識啓発）

○厚生労働省は、有識者会議「社会保障の教育推進に関する検討会」において作成した高校生向け教材を全国の高等学校に無償配布するとともに、教員向けの研修会を実施するなど、教育現場への普及・啓発活動を行っている。

2 ボランティアなど社会参加活動の推進

○学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、子供の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする社会参加活動が行われている。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

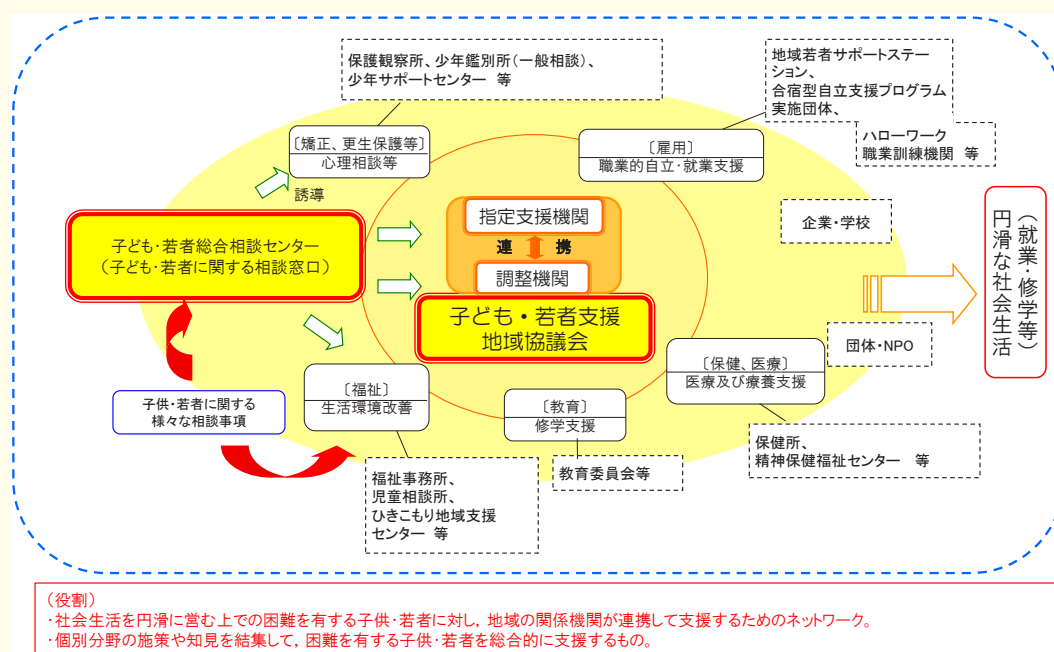
第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

第1節 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

○内閣府は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」（図表10、図表11）の設置及び活用を推進するため、平成28（2016）年度は、都道府県及び市町村を対象とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施した。また、困難を有する子供・若者に対する支援に関する調査研究として、平成28年度は、自治体に対し、子ども・若者総合相談センターの設置・運営状況に関する調査を実施した。

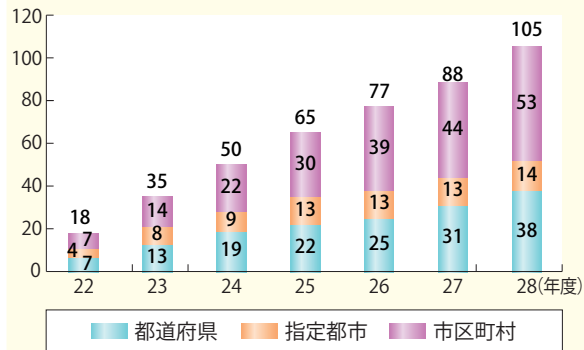
図表10 子ども・若者支援地域協議会



（出典）内閣府資料

図表 11 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移

◆平成28年度末時点で、105自治体に設置。



(出典) 内閣府資料

2 アウトリーチの充実

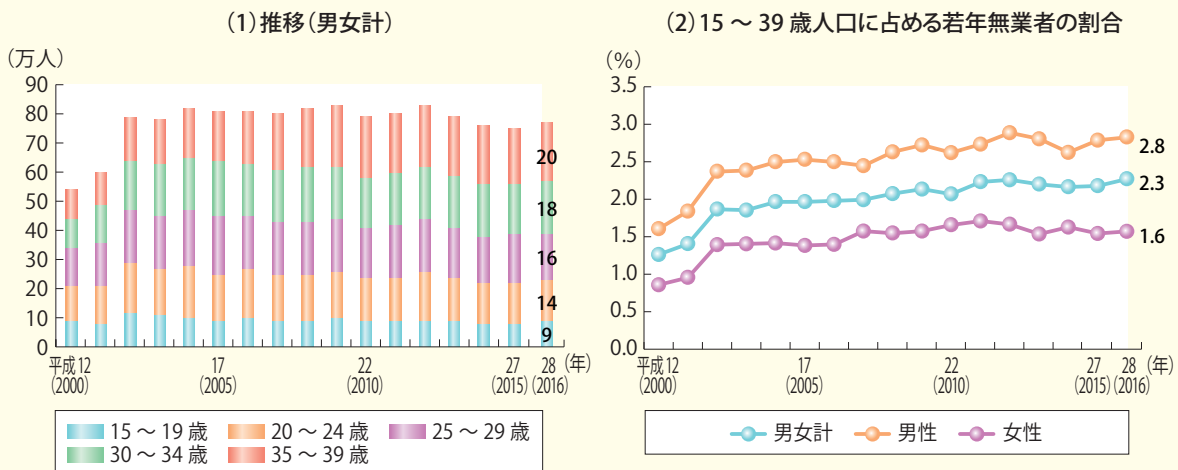
○内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、NPO法人等の職員を対象に、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした研修を実施し、子供・若者育成支援に関わる幅広い人材の養成に努めている。

第2節 困難な状況ごとの取組

1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

図表 12 若年無業者数

◆15～39歳の若年無業者数は、ここ数年減少していたが、平成28年は前年増となった。15～39歳人口に占める若年無業者の割合は、平成28年は2.3%



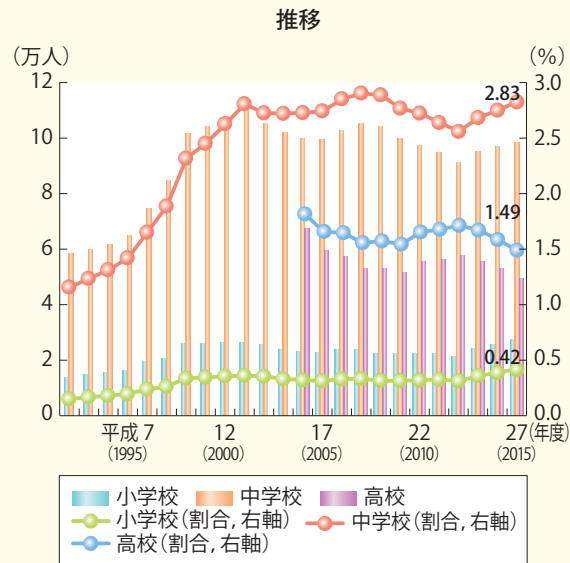
(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2. 平成28年の数値は、算出の基礎となるベンチマーク人口が平成22年国勢調査結果を基準とするものである。

図表 13 不登校の状況

◆小学生・中学生の不登校は、平成25年から27年にかけて3年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- (注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。
2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

(1) 若年無業者等の支援

○厚生労働省は、「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～39歳対象）（図表 14）。

図表 14 地域若者サポートステーション事業



(出典) 厚生労働省資料

(2) ひきこもりの支援

○厚生労働省は、関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地

域支援センター」の整備を推進している。また、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県または市町村が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っている。

(3) 不登校の子供・若者の支援

○文部科学省は、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、平成28(2016)年7月に最終報告書を取りまとめた。主な内容としては、①「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援、②不登校児童生徒への多様な教育機会の確保、③教育支援センターを中核とした体制整備などが打ち出されており、これを受けて、同年9月に「不登校児童生徒への支援の在り方について(文部科学省初等中等教育局長通知)」を発出した。また、フリースクール等で学ぶ子供たちの現状を踏まえ、学校外での学習の制度上の位置付けや、子供たちへの支援策の在り方について検討を行うため、平成27(2015)年1月より「フリースクール等に関する検討会議」を開催し、平成29(2017)年2月に、不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実等について提言した報告を取りまとめた。さらに、平成28年12月に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を、平成29年3月に定めた。

(4) 高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援

○文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

○厚生労働省は、平成28(2016)年度より高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関、ハローワーク、サポステの連携を一層強化し、アウトリーチ(訪問)型等による切れ目ない就労支援を行っている。

2 障害等のある子供・若者の支援

(1) 障害のある子供・若者の支援

(特別支援教育の推進)

○文部科学省は、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている。

- ・自治体が、就学前から学齢期・社会参加までの切れ目のない支援体制整備、特別支援教育専門家等配置、特別支援教育の体制整備を推進する場合に要する経費の一部補助
- ・「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の『『合理的配慮』実践事例データベース』上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信

(障害のある子供たちへの就学支援)

○文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者などの経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

(障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習)

○文部科学省は、現行学習指導要領などにおいて障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、「交流及び共同学習ガイド」のホームページへの掲載を行っている。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

(スポーツ活動)

○文部科学省では、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体

的に障害者スポーツを推進する取組を支援するとともに、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を活用した障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための支援を実施している。

(2) 発達障害のある子供・若者の支援

(「発達障害者支援センター」を核とした地域支援体制の強化)

○厚生労働省は、「発達障害者支援法」(平16法167)に基づき、地域において医療、保健、福祉、教育及び労働といった分野の関係者と連携し、発達障害児者やその家族に対する相談支援を推進している。

○近年の共生社会の実現に向けた取組が進められている状況に鑑み、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平16法167号)が平成28(2016)年5月に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援を受けられる体制を構築することなどが定められた。

(学校における支援体制の整備)

○発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、教員研修用の講座をインターネットを通じて提供するとともに、発達障害教育指導者研究協議会を開催している。

(3) 障害者に対する就労支援等

○厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」等を実施している。

○文部科学省では、高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るため、就労支援を充実する「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を行っている。

(4) 障害者に対する文化芸術活動の支援

○文部科学省においては、全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や体験等の機会等を提供している。また、障害者の優れた芸術活動の調査研究、海外への発信等の実施や、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援、障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めている。

(5) 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

○小児慢性特定疾病対策及び難病対策については、平成27(2015)年1月から「児童福祉法」(昭22法164)及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平26法50)に基づく医療費助成制度や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が都道府県等において実施されている。さらに、難病対策については平成27年9月に、小児慢性特定疾病対策については同年10月に基本方針が策定され、厚生労働省では、これらの法律及び基本方針に基づき小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、総合的な対策を推進していくこととしている。

3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

(1) 総合的取組

(家庭、学校、地域の連携)

- 多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関が「サポートチーム」を構成し、適切な役割分担の下に連携して対処している。
- 警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。また、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有する子供に関する情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡制度」が各地で構築されている。
- 警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。
- 「更生保護サポートセンター」では、保護司が常駐し、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談を行っている。
- 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っている。

(2) 非行防止、相談活動等

(非行少年を生まない社会づくり)

- 警察は、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。

(非行防止教室)

- 警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。
- 法務省は、非行問題に関する豊富な知識や保護観察対象者に対する処遇経験を有する保護司が、直接中学校へ赴き、非行防止教室の開催や、教師との協議などを通じて、中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図っている。

(相談活動)

- 青少年センターでは、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。
- 警察では、相談窓口を設け、少年補導職員や警察官などが、必要な指導や助言を行っている。また、電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置しているほか、FAXや電子メールによる相談も受け付けるなど、相談者が利用しやすい環境の整備を行っている。
- 法務省は、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所でも、「法務少年支援センター」として保護者や学校関係者などからの相談に応じている。「更生保護サポートセンター」でも、保護司が親からの相談に応じている。

(補導活動)

- 警察は、全国に設置された少年サポートセンターを中心として、少年警察ボランティアなどと連携し、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて、家出少年などの発見・保護活動及び深夜はいかいなど不良行為少年に対する補導活動を推進し、問題行動を早期に発見して、少年及びその保護者に対する的確な助言・指導を行っている。

(事件の捜査・調査)

- 警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、児童相談所といった関係機関へ送致または通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。

○検察官は、警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めたときは、事件を家庭裁判所に送致する。その際、処遇に関する意見を付している。

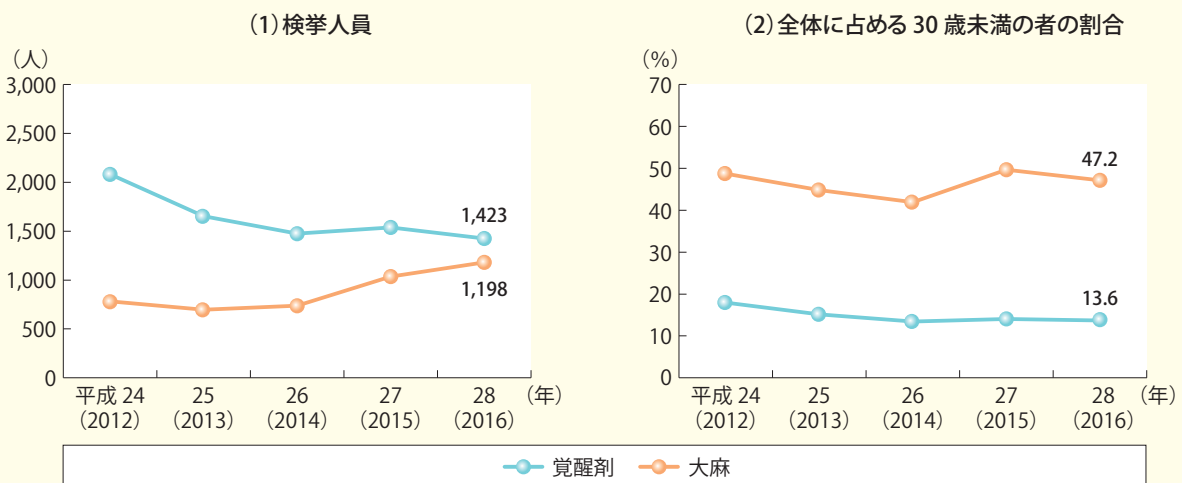
(非行集団対策)

○警察は、非行集団の実態把握を徹底し、取り締まりによる、非行集団の弱体化と解体、少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援、暴走族対策などの取組を推進している。

(3) 薬物乱用防止

図表 15 薬物事犯で検挙された30歳未満の者

◆大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から3年続けて増加し、検挙された者の約半数を占めている。



(出典) 警察庁「平成28年における組織犯罪の情勢」

○政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月）に基づき、薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。

○内閣府は、薬物乱用の危険性や正しい知識を青少年に分かりやすく伝えるため、薬物乱用対策マンガを作成して内閣府ホームページに掲載したり、相談窓口の周知を図るなどの啓発活動を推進している。

○警察は、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り、関係機関との連携による水際対策の強化などにより、薬物供給を遮断するとともに、規制薬物や指定薬物の乱用者の徹底検挙、子供に対する薬物乱用防止教室、大学生や新社会人に対する薬物乱用防止講習会などを行い、薬物需要の根絶を図っている。

○法務省は、少年院において、薬物に対する依存のある者を対象に、薬物非行防止指導を実施している。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導を実施している。保護

図表 16 危険ドラッグ乱用者の検挙状況 (平成28年)

◆危険ドラッグ乱用者の検挙人員のうち、約2割が30歳未満の者である。

	人数	構成率
50歳以上	125	14.9%
40～49歳	293	35.0%
30～39歳	261	31.1%
20～29歳	145	17.3%
20歳未満	14	1.7%
全体	838	—

(出典) 警察庁「平成28年における組織犯罪の情勢」

(備考) 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

観察所では、保護観察に付されている者に対し、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施するとともに、一定の条件を満たした者に対して認知行動療法などに基づく薬物再乱用防止プログラムを実施している。

○文部科学省は、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、広く薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、配布している。

○厚生労働省は、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化、地域における薬物乱用防止・薬物依存症に関する相談体制の充実、医療機関による対応の充実、危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定、検査命令及び販売等停止命令の実施、危険ドラッグのインターネット販売店についてプロバイダなどに対して削除要請等を実施している。

(4) 少年審判

(受理の状況)

○平成28(2016)年における少年保護事件の全国の家裁判所での新規受理人員は、81,998人であった。

(処理の状況)

○平成28(2016)年における少年保護事件の既済人員は83,908人で、終局決定別にみると、審判不開始が38.9%と最も多く、次いで保護処分が22.9%となっている。

(5) 加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮

(被害者への情報提供などの様々な制度や取組)

○警察は、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

○法務省は、検察庁において、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。

(被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇)

○少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。

○保護観察でも、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。

(6) 施設内処遇を通じた取組等

(少年鑑別所)

○法務省は、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を効果的に活用し、再非行防止に資する鑑別の充実に取り組んでいる。

(少年院・少年刑務所等)

○少年院では、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を行っている。

(児童自立支援施設)

○厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(7) 社会内処遇を通じた取組等

(少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放)

○保護観察所は、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い、受入体制の整備を図っている。

(保護観察)

○複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。

(処遇全般の充実・多様化)

○法務省は、少年院において処遇ケース検討会を実施することなどにより、保護処分の適正かつ円滑な執行を図っている。

○「刑法等の一部を改正する法律」(平25法49)により、「更生保護法」に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27(2015)年6月に施行された。

(8) 非行少年に対する就労支援等

○少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による就労支援を実施している。

○保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。協力雇用主に対する支援の強化として、平成27(2015)年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」の支給を実施している。

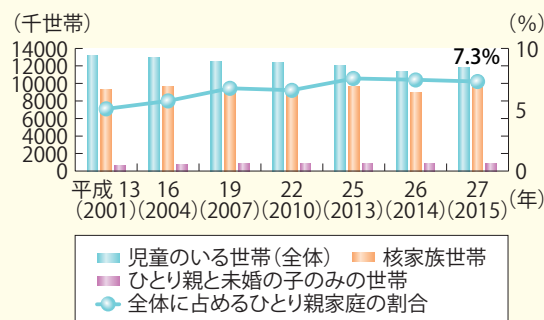
○ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした就労支援を推進している。

○厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている。

4 子供の貧困問題への対応

図表 17 児童のいる世帯の状況

◆児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にある。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 18 ひとり親家庭の現状

◆ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率が低い。

(1) 児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得（平成26年）
（万円）

夫婦と未婚の子のみの世帯	726.4
ひとり親と未婚の子のみの世帯	275.0

（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) ひとり親家庭の子供の進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	93.9%	96.6%
大学等への進学率	23.9%	54.7%

（出典）「全国母子世帯等調査」（平成23年度）、「学校基本調査」（平成28年度）
（注）全世帯の高校等及び大学等進学について、通信制への進学者を除く。

○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平25法64）を踏まえ、政府は、同年8月に子供の貧困対策に関する基本的な方針や、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進することとした。

（教育の支援）

○文部科学省では、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる。

○厚生労働省は、平成27（2015）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平25法105）に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業を制度化し、貧困の連鎖の防止のための取組を強化した。

（生活の支援）

○厚生労働省では、平成28（2016）年度においては、ひとり親の支援として、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、総合的・包括的な支援を行う体制整備を行った。

○放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率の引下げを行った。

（保護者に対する就労の支援）

○厚生労働省では、平成28（2016）年度において、ひとり親家庭におけるより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給対象にひとり親家庭の子供を追加するほか、就業に結び付きやすい資格を取得するため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長等の拡充や、雇用保険の受給資格のないひとり親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金の支給額の引上げ等を行った。

（住宅の支援）

○国土交通省は、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援などを推進している。

（経済的支援）

○厚生労働省は、児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から最大1万円に、第3子以降

の加算額を月額3千円から最大6千円とするなどの「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成28法37）が平成28（2016）年5月に成立した。

（調査研究）

○内閣府は、平成28（2016）年度、子供の貧困の実態、関係施策の実施状況その他支援の状況、対策の効果等を数量的に示しうる統計データや先行研究を収集し、その結果を踏まえ、指標についてより一層体系化すべく、対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行い、指標見直しに当たっての一定の方向性について整理した。

（官公民の連携した取組）

○内閣府、文部科学省、厚生労働省は、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する助成等があげられる。

○内閣府においては、「地域子供の未来応援交付金」により、地方自治体が関係行政機関、企業、NPO等との地域ネットワークの形成やその活用に取り組むことを後押ししており、平成28（2016）年度は交付金の活用促進の観点から、交付要件の弾力化等を実施したところである。

5 特に配慮が必要な子供・若者の支援

（1）自殺対策

○政府では、「自殺対策基本法」（平成18法85）に基づく「自殺総合対策大綱」（平成24年8月閣議決定）により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。

○文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実を図っている。また、長期休業（夏・冬・春休み）明けにおいて、児童生徒の自殺が多く発生していることを受け、長期休業前、期間中、終了前における見守り等を各学校に依頼している。

（2）外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等

○文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実に当たって、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで加配定数として毎年度の予算の範囲内で措置してきた加配定数を基礎定数化し、平成29（2017）年度以降、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の定数を算定することとした。

（3）定住外国人の若者の就職の促進等

○ハローワークでは、日系人を中心とした定住外国人の若者の就職を促進するため、就業支援ガイドンスを実施している。

（4）性同一性障害者等に対する理解促進

○法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、各種啓発活動を実施している。

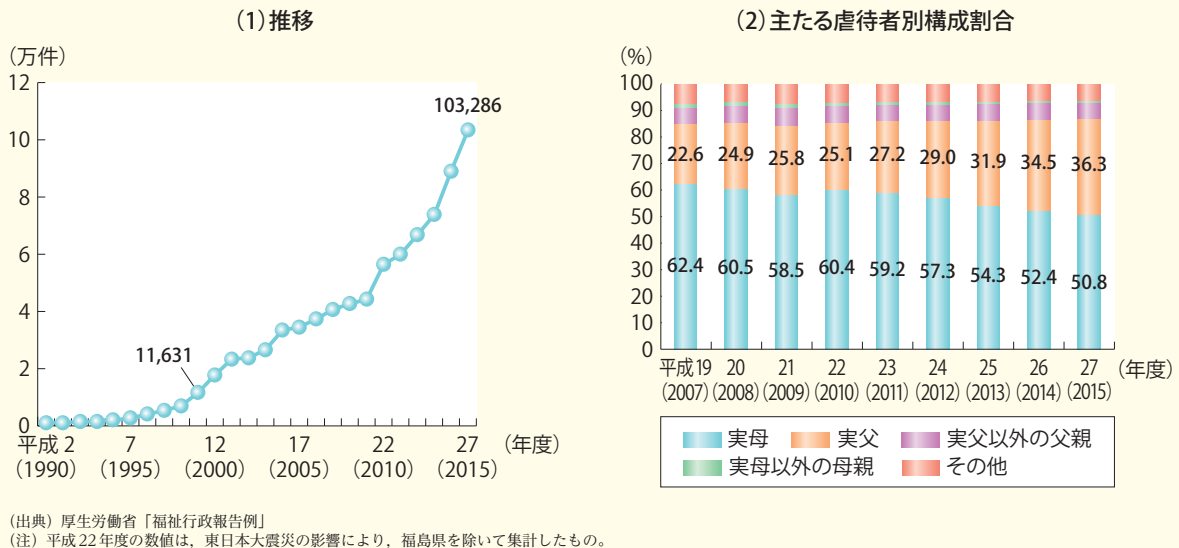
○文部科学省は、性同一性障害のある子供への対応について、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。

第3節 子供・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

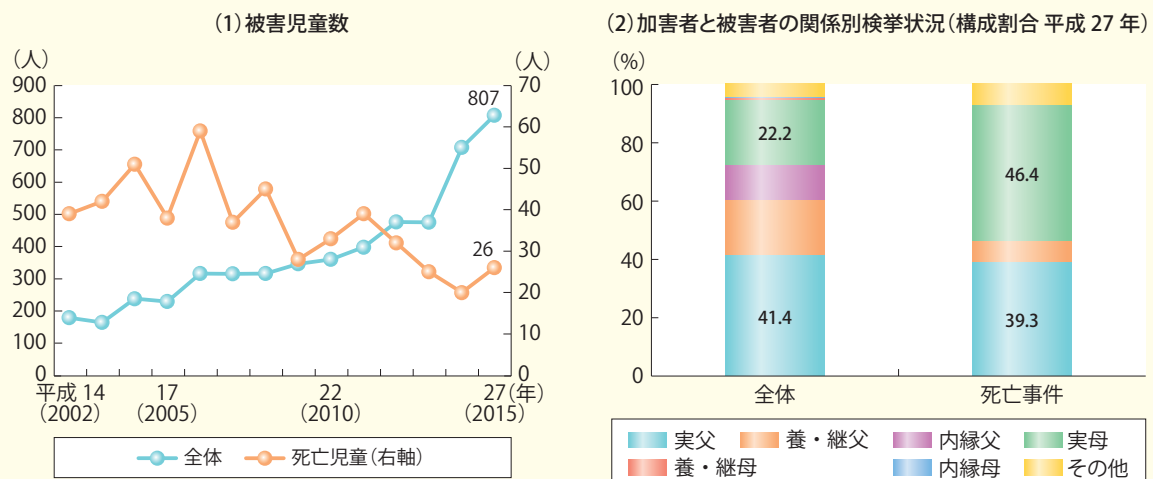
図表 19 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数

- ◆全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成27年度には約8.9倍に増加している。
- ◆虐待者については、実母が半数以上を占める。



図表 20 警察が検挙した児童虐待事件

- ◆警察が検挙した児童虐待事件のうち、被害児童が死亡に至った事件では、加害者の約5割が実母である。



○児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、平成27 (2015) 年12月、子どもの貧困対策会議において、「すくすくサポート・プロジェクト」が決定され、平成28 (2016) 年3月には、社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、報告 (提言) が取りまとめられた。これらを踏まえ、初めて子供を権利の

主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が第190回通常国会に提出され、5月に成立、6月に公布された（図表21）。

図表21 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要	
（平成28年5月27日成立・6月3日公布）	
全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。	
改正の概要	
1. 児童福祉法の理念の明確化等	
(1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。	
(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。	
(3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。	
(4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。	
2. 児童虐待の発生予防	
(1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。	
(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。	
(3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。	
3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	
(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。	
(2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。	
(3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。	
(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。	
(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。	
4. 被虐待児童への自立支援	
(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。	
(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。	
(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。	
(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。	
（検討規定等）	
○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。	
○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。	
○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。	
施行期日	
平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）	

（出典）厚生労働省資料

（発生予防）

- 文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している。
- 厚生労働省では、児童福祉法等の一部改正を踏まえ、法定化された子育て世代包括支援センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図ることとしている。
- 「すくすくサポート・プロジェクト」では、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施するとともに、養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指すこととしている。

（早期発見・早期対応、保護）

- 文部科学省では、学校の教職員に対して、児童虐待の疑いを発見した場合の積極的な通報や、児童相談所との日常的な情報共有を促している。また、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実等、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。